

飲食店（キャバレー、クラブ、バー、スナック）の 従業員に対する新型コロナウイルス PCR 検査の実施 について



ターゲット 3.3

令和2年12月14日

郡山市保健福祉部

保健所生活衛生課

担当：半澤 正幸

TEL：924-2157

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

飲食店（キャバレー、クラブ、バー、スナック）の従業員に対するPCR検査を実施します。

目的	年末年始の人の往來の増加が予測され、市内における感染拡大が懸念されることから、首都圏等流行地域からの来店者が見込まれる接客時間が長い飲食店（キャバレー、クラブ、バー、スナック）の従業員を対象とする PCR 検査を実施することにより、当該飲食店における感染拡大の予兆を早期探知し、市内の感染拡大の防止に資する。
対象施設及び対象者	郡山市内全域の飲食店（キャバレー、クラブ、バー、スナック）の従業員（無症状者に限る） ※原則、店の全従業員が同日に検体を採る場合に限る
実施期間	検査申込 令和2年12月14日（月）～ 令和3年2月22日（月） （9時から17時まで ※年末年始（12/29～1/3）及び土日祝日除く）
	検体受付 令和3年1月12日（火）、19日（火）、26日（火） 2月 2日（火）、 9日（火）、16日（火）、24日（水） （全7日間）
検査料	無料（行政検査）
検査方法	唾液を用いたPCR検査 （保健所で配布した採取容器に被検査者自身が唾液を採取し、飲食店の責任者がまとめて保健所に持参する）
検査結果の交付	検査を受けた日及び結果等について文書で通知